

○東京藝術大学内部監査実施要項

〔平成18年7月13日〕
学 長 裁 定

改正 平成25年10月24日 令和3年10月21日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学監査室規則第5条に基づき、監査室が実施する内部監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の観点)

第2条 監査は、次の各号に掲げる観点により、公正かつ独立の立場をもって大学業務活動全般の合法性及び合理性等を検討及び評価するものとする。

- (1) 大学の長期目標並びに中期目標、中期計画及び年度計画の達成状況及び業務の有効性
- (2) 学内規則及び関係法令等の遵守状況
- (3) 方針、計画及び手続きの妥当性及び遵守状況
- (4) 資産の保全手段の有効性及び資産の实在状況
- (5) 資源の経済的かつ効果的な活用状況

(監査員及び監査補助員)

第3条 学長は、監査室長（以下「室長」という。）に命じて第4条に規定する監査を実施する。

- 2 室長は、監査室員を監査員に命ずるものとする。ただし、必要があると認めるときは、監査室員以外の職員に監査補助員を委嘱することができる。
- 3 室長は、必要に応じて学外の専門的知識を有する者に意見や助言を求めることができる。

(監査事項)

第4条 監査は、毎会計年度に定期及び臨時に、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について実地監査又は書面監査により行わなければならない。

- 1 大学の組織運営及び業務運営に関すること
 - (1) 内部統制機能の評価と運用状況の監視に関する事項
 - (2) 業務の実施状況に関する事項
 - (3) 規程等の整備状況に関する事項
 - (4) 中期計画、年度計画の実施状況に関する事項
 - (5) 役職員の給与等の支給の適法性及び妥当性に関する事項
 - (6) 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
 - (7) その他大学の組織運営及び業務運営に関し必要な事項
- 2 会計経理に関すること
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 収入及び支出に関する事項
 - (3) 資産に関する事項
 - (4) 契約に関する事項
 - (5) 固定資産(少額備品を含む)の管理に関する事項

- (6) 旅費に関する事項
- (7) 寄附金及び科学研究費補助金等の外部資金に関する事項
- (8) 金庫管守に関する事項
- (9) その他会計経理に関し必要な事項

3 学長が必要と認める事項

(監査手順)

第5条 監査手順は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被監査部局の責任者からの概況聴取
- (2) 被監査部局の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 関係書類と現物との照合確認
- (5) 現地の調査
- (6) 監査終了後の講評

2 監査員は、監査実施に当たっては既存資料の活用を図るよう努めるものとする。ただし、必要があると認めるときは、随時、被監査部署の責任者又は担当者に資料の作成及び関係書類等の提出を求めることができる。

(監査通知)

第6条 室長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする部局の長に対し、実施期日及び監査員の職名、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 室長は、第3条第2項により委嘱された監査補助員についても、前項に準じて通知するものとする。

(監査の立会い等)

第7条 前項の通知を受けた部局の関係者は、監査の実施に際し立ち会い、協力しなければならない。

(監査報告)

第8条 監査室長は、監査を終了したときは、速やかに監査報告書(別記様式)により学長に報告しなければならない。

(是正改善の措置)

第9条 学長は、監査の結果、是正改善の措置を取る必要があると認めるときは、速やかに当該部局の長に対し、その措置を取ることを命ずるものとする。

2 前項の規定による是正改善の措置を命ぜられた部局の長は、速やかに是正改善の措置を取り、その結果を学長に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、室長がその都度定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成18年7月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 東京芸術大会計内部監査取扱要項(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年10月21日から施行する。

